

スポーツ政策の現状と問題点

うち うみ かず おお
内 海 和 雄

(一橋大学法学部教授)

はじめに

スポーツとは「競技会を頂点とする運動文化の体系」である。これはスポーツの社会的な把握である。「私のは健康ジョギングだから、あるいは路上キャッチボールだから、競技会とは無縁だ」という発言もあるが、そうしたジョギングやキャッチボールは、マラソンや駅伝競技あるいは野球等の文化が社会的に存在しているから成り立つのであり、その体系の一環、末端を占めている。競技会は戦術、用具、練習方法、スポーツ観等が結集され、集約された形態であり、それがまた体系全体に影響をもたらす。しかもスポーツは、決して個人的なものでなく、つねに集団的な人間関係を介在する文化的性格を本質とする。そしてスポーツの歴史的な所有のあり方をみれば、それぞれの支配階級内の独占物ではあったが、かつての古代ギリシャ時代の国家行事としてのスポーツ競技会を始めとして、現在に至るも、その大半は公共的営為としての性格をもっている。こうして「競技会を頂点とする運動文化の体系」であるスポーツは「集団的かつ公共的」な性格を本質とする。1)

しかるに、現在の商業主義化の中で進められる個人主義化され、消費行動化されたスポーツは、スポーツにとっては疎外である。このスポーツの本質と現在の疎外についてはすでに『都市問題研究』(本年10月号)で述べたので、詳細はそちらの参照を請い、本稿ではイギリスと日本のスポーツ政策を地域振興の視点を軸として対比しながら、日本でのスポーツ政策の問題点を探ってみたい。「スポーツによる地域振興とは何か」は、いろいろな捉え方ができるである

う。スポーツによるその地域の経済発展への寄与とか、プロクラブというシボルの存在による地域意識の高揚などもあるであろう。しかし私は、住民のスポーツ参加要求がいかに組織され、それが公共の責任を主体にしていかに充足されているかに、判断基準の中軸が設定されなければならないと考える。

1. イギリスのスポーツ政策の動向と課題

(1) 1960年までのスポーツ政策

イギリスは近代スポーツ発祥の地である。その大任を担ったブルジョア階級は、労働者階級を排除することを主目的としながら、自らのスポーツ独占を意図して、スポーツと個人主義を結合させつつアマチュアリズムを誕生させた。そして若干の例外を除けば、イギリスでのスポーツはボランティアな地域スポーツクラブによって担われ、国家の介入（援助、統制）は極端に少なかった。

しかし「戦間期」には、とくに身体・健康、スポーツ分野において国家介入は強まった。戦時下がそれを要請した。

第二次世界大戦後の福祉国家建設の中で、スポーツを含むレジャーの福祉分野における位置は住宅、教育、健康に比較してあまり高いものではなかった。しかも戦後から50年代の国民のレジャー関係はきわめて乏しいものであった。

(2) 1960年代のスポーツ政策

経済の比較的高揚した50年代には、戦後体制の枠組みが再編成され、とくに青年問題は焦眉の課題であった。また、国際的に低下しつつあったイギリススポーツへの危機感も広く自覚された。この両者への対応として、ボランティアの限界を自覚しつつ、国家的な支援による地域からのスポーツ政策の必要性が1960年に提起された。有名なウォルフendenレポート『スポーツと地域社会』である。57項目が答申されたが、そのうちもっとも重要なスポーツ・カウンシルが1965年に政府の諮問機関として設立された。

この時期、ヨーロッパ全体ではスポーツが大きな国家的テーマとなっていた。東独を始めとした東欧圏では国威発揚を意図して、国家や自治体に支えられたステート・アマチュアの育成を目指していたし、西欧においても1960年

の西独の「ゴールデンプラン」等、1966年にはヨーロッパ評議会での「スポーツ・フォー・オール」スローガンの採択に至る基盤が着々と形成されていた。しかもそれら各国の施策には政策立案や財政援助など国家の介在に基づく地域振興策が相当に進展していた。

つまり西欧、東欧を問わずヨーロッパ全体ではスポーツが公共的な施策として一般化しつつあったが、伝統的なアマチュアリズムを保持するイギリスは、一部の商業的施設はあったものの、大半はボランティアな地域スポーツクラブに依存し、国家的ないし自治体のスポーツ施策は大きく遅れていた。

(3) 1970年代のスポーツ政策

そうした遅れを取り戻すかのごとく、70年代のイギリスのスポーツ政策は活気に満ちていた。スポーツ・カウンシルは1972年にはロイヤルチャーターを受け、これまでの諮問機関からスポーツ政策の計画、予算配分権を獲得する執行機関となった。スポーツは「社会サービス」として位置づけられ、カウンシルは政策の中心に「スポーツ・フォー・オール」を樹てた。

執行機関とは、スポーツ省ではなく、政府資金によるが、政党や政府の直接的な介入を回避するための方策として、独自の委員会をもつ特殊法人(Quango)である。レジャー分野での類似の機関として芸術分野のアーツ・カウンシルや田園地域でのレクリエーションを司るカントリーサイド・コミッション等があり、イギリスでは多く採用されている。

1974年には自治体再編があり、小規模の自治体は合体され、スポーツ施設建設において財政的に有利な条件をもった。たとえば1970年までに全国で主要体育館はたったの六つ、自治体のプールは440にすぎなかったものが、1974/5年だけでそれぞれ137と190カ所が建設された。そして1981年段階の建設目標はそれぞれ759と857であったが、達成状況は461(61%)と964(112%)であった。これによりスイミングにおける国と自治体(公共)の介在は平等性と有効性において成功したと考えられている。

また自治体のスポーツ部門が拡大、ないし新設されたことによりスポーツ・レジャー部門の専門化が進み、より高い専門性が求められ、大学での「レ

ジャーナメント学科」の設立や専門団体も結成された。スポーツ・カウンシルの地方組織、地域組織も作られ、「スポーツ・フォー・オール」の具体的な推進は地域レベルでの施策が鍵となった。

スポーツを所管する環境省の白書『スポーツとレクリエーション』（1975年）は、戦後最強といわれた労働党左派の影響の下に、スポーツは「日常生活における一部」として「市民権（Right of Citizenship）」の地位を占めるようになった。

1976年のヨーロッパ評議会「みんなのためのスポーツ憲章」や1978年のユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」は、いずれもその第一章に「スポーツを享受することはすべての人の基本的権利である」とスポーツ権を明記した。これらは主にヨーロッパにおける先進諸国の施策を反映すると同時に、今後の方向性を示すものであった。

ところで、70年代後半のイギリス経済は低下の一途を辿り、1976年にはついにIMFからの借款を受けざるをえない実態となった。しかも借款条件の一つが公共支出の削減であった。こうして、80年代のサッチャリズムを待つことなく、この国における福祉国家政策の退潮が始まった。また、失業率は上昇し、これまでの「スポーツ・フォー・オール」政策でも取りこぼされてきた都市貧困層の鬱憤が蓄積されていった。こうした都市問題、失業者の日常生活等の社会対策として、スポーツ・レジャー政策は大きく位置づけられるようになった。

こうして70年代には特殊法人のスポーツ・カウンシルが設立され、「スポーツ・フォー・オール」政策を掲げながら、地域でのスポーツ普及の大前提であるスポーツ施設建設を相当数進展させた。もっともその実質的な推進母体は各地方自治体であった。しかし一方では、深刻化しつつある不況が、スポーツ政策の社会対策的傾向をも強めた。

(4) 1980年代以降のスポーツ政策

1979年に成立したサッチャー政権は、90年代初頭の退陣まで、いわゆるニューライト政策、マネタリズムによって、福祉国家の夜警国家化、市場原理の導入、国営企業の私企業化、福祉の企業化・個人責任化、労働組合潰し等を

強行した。こうした政策により、失業者はあっというまに増大し、これまで鬱積していた都市の鬱憤はついに1981年の都市暴動となり、さらにサッカーフーリガンのエスカレートは、国外においても多数の死傷者を出すなど国際問題化した。

福祉予算削減計画は破綻し、むしろ逆に増大した。とくにスポーツ・レジャー分野は社会対策の手段として重要性を増しつつ増大の一環を占めた。低所得家庭、失業者、少数民族、家庭婦人、学校卒業直後の若者、高齢者、幼児他等の社会的弱者へのスポーツ・レジャーの普及による社会不安の除去は、単にスポーツ・カウンシル予算ばかりでなく、種々の「都市対策」資金からの補助金をえて、地域スポーツへの参加策として試行され、国家施策、自治体施策としてもきわめて重要性を増していた。

そうした地域スポーツへの参加策はスポーツ・カウンシルを中心に計画された。すでに70年代以降に大幅に進展していた施設建設を基盤にして、80年代には地域スポーツ参加策のよりいっそうの緻密化とそれを担う人的資源の開発に重点が置かれた。全国コーチング基金も設立されスポーツ指導者の育成策も飛躍的に発展した。各地域の大学の専門分野の協力を受けながら指導者養成の企画からカリキュラムに至るまでを確立し、全国に指導者網を張りめぐらした。

しかし「スポーツ・フォー・オール」政策の1985年段階の総括²⁾によれば、そのスローガンが採択された1972年当時すでに抱えていた課題、すなわち先の社会的弱者の救済は、この段階においてもほとんど進展していなかった。

(5) 強制競争入札導入後の経緯

80年代に入って導入され始めた自治体業務の強制競争入札が、教育施設等ごく一部を除いて1992年内に全面実施された。スポーツ施設では体育館、プール等が、客足の回転率の早さから企業参入が多いとされている。

しかし、強制競争入札にたいしては、大きく二つの点で反対があった。第一は、民営化の中でこれまでの「スポーツ・フォー・オール」でも落ちこぼされてきた住民が、いっそうスポーツから遠ざけられるということ、そして第二は、サッカー他の集団種目的競技団体や個人種目でありながらこれまで自治体の施設に大きく依存してきた水泳連盟などの競技団体が、民営化による使用料

の高騰化、利用条件の悪化等に危機感を感じたことである。

受託した企業側も未だ経営のノウハウを蓄積しておらず、また受託の条件がかなり厳しいことから、少なからぬ倒産もある。さらに、スポーツのような、本質的に公共的、集団的な文化が、個人的な消費財として切り売りされることに馴染むのかどうかについての、根源的な疑問も出始めている。いずれにしても、強制競争入札の実践的評価はもう少し時間が必要であろう。

こうして80年以降のイギリスのスポーツ政策は深刻化する都市問題³⁾や失業者問題への対処という社会対策の一環に、各地域の特性に対応させながらより強力に組み込まれた。そしてその結果でもあり、またスポーツ政策の必然として、国民、地域住民のスポーツ参加を具体的に保障するための参加促進策と指導者養成とが重点施策となった。したがって、スポーツ関連経費も上昇してきた。

公共支出が①生産基盤へ、②共同消費基盤へ、そして③社会的秩序維持基盤へという三つの形態があるとすれば、70年代中頃のスポーツ政策の中心は②の側面、つまり多少なりともスポーツやレジャーそれ自体の享受を重視した政策であった。しかしそれ以降は都市問題、失業者等の社会対策として③の側面を帯びてきており、スポーツの手段化への批判も出ている。

あらゆる部門に民営化が促進され、強制競争入札を始めとして、企業の営利対象化が進められると同時に、スポーツ団体は企業からの寄付金の無心に走ることを強制された。しかしそうした施策下において、あるいはその施策との対立の過程で、本来国や自治体等の公共機関が行うべきスポーツの公共的政策が、徐々にではあるがその全体を具現化しつつある側面をみることも重要である。

(6) イギリスの地域スポーツ行政

スポーツ・カウンシルはイギリススポーツの大衆化、高度化の両面を国家的水準から把握するが、数県に跨がる地方スポーツ・カウンシル、そして自治体レベルでの地域スポーツ・カウンシルも重要な役割を果たしている。それぞれのスポーツ・カウンシルはスポーツ団体のみならず、関連分野から、自治体の議会代表、関係部門の職員等が参集して、政策を検討し、地域のスポーツ政策、

行政への諮問機関として機能している。

80年代の中央のスポーツ・カウンシルは政府からの干渉との「戦い」を強いられている部分もあるが、多くの地域スポーツ・カウンシルでは、独立性を保持しつつ、しかも地域住民の意向を集約する体制を最大限に志向している。住民のスポーツ政策立案過程から執行過程までの参加をいかに保障するかは、イギリスでも「スポーツでの地域振興」の中心的な論点である。

2. 日本のスポーツ政策

日本のスポーツ政策は主に文部省の体育局において推進されてきた。政党の、あるいは政府の直接的な干渉下にあることは、イギリスとの大きな違いである。

(1) 1970年までのスポーツ政策

1964年の東京オリンピックを経て、60年代後半に戦後スポーツ体制は確立した。⁴⁾つまり、これまでのように行政ばかりでなく、政界、財界、軍隊そして社会運動として、それぞれがスポーツ政策をもち、立法・行政への要求を出し始めたからである。1961年には「スポーツ振興法」が制定された。議員立法のため予算提案権がないこと等若干の不十分さはあるにせよ、日本の歴史上初めてのスポーツ独立法であり、その後の自治体スポーツ行政の発展にとっても大きな意義をもった。

だが、それまでのスポーツは一部の選手中心であり、国民一般にとってスポーツは未だ観戦のみの対象であった。

(2) 1970年代のスポーツ政策

60年代を中心とする「高度経済成長」による労働強化、公害の激化等の中で、国民の健康不安は激増した。他方、漸増しつつあった余暇（その多くが企業によって管理されたものであったが）として、スポーツは次第に生活の部分占めるようになってきた。

こうした背景をもちながら、1972年には文部大臣の諮問機関である保健体育審議会が「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」を答申した。欧米の実情を研究しながら、15年後の国民のスポーツ参加の推計とそれ

に対応する施設設置基準を提起した。

1973年のオイルショックは大きな打撃となったが、一方73年は「福祉元年」としても位置づけられ、内需拡大政策とも合致してスポーツ施設建設はそれまでになく進展した。そして「スポーツ都市宣言」などを掲げながら自治体がスポーツ振興計画を持ち始めたのも70年代中盤以降である。

70年代はスポーツ権思想の発展した時期でもあった。すでにスポーツ振興法によって、スポーツへの参加は国民の自然権（自由権）としては認められていたが、この70年代はそうした自然権が生かされるためには、国や自治体が条件保障をする義務があるとする社会権が進展した。70年代後半にはヨーロッパ評議会「みんなのスポーツ憲章」やユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」も紹介され、スポーツ権は相当に一般化した。しかし日本政府は未だにユネスコの憲章を国内承認していない。

この70年代のスポーツ政策はイギリスと比較しても、スポーツ権や施設建設の一定の進展、あるいは一定の政治革新（国や地方自治体）の推進等類似する点もあるが、他方、福祉国家として未形成の日本では、国民の権利意識や権利保障の弱さなど、多くの後進性も顕著である。

(3) 1980年代以降のスポーツ政策

80年代の政治経済は、マネタリズムを基盤とするサッチャリズム、レーガノミックスが政策の主要を占め、日本では「行政改革」、都市経営論に基づく減量経営や民間委託化、そして「日本型福祉社会論」が強調された。80年代後半から90年代前半にかけていわゆるバブル経済の「四全総」「リゾート法」の下、東京一極集中の一方で、全国の自然環境破壊が進んだ。そして、福祉の後退、市場原理の導入がただでさえ貧しかった福祉分野を襲った。

こうした背景の下でのスポーツ政策は以下のものである。

1) 72年答申の影

これまでたくさん出されていた保健体育審議会は、既述の72年答申以来、1989年答申までの20年弱の間、何ら諮問を受けなかった。この間のスポーツ界、国民のスポーツ要求はますます高揚していたが、事実上の無策であった。

もつとも、この89年答申にしても次のような回りの動向によって始動した側面もあり、その内容も含めて主体性の欠如したものである。

1987年の臨時教育審議会「教育改革に関する第三次答申」では「スポーツと教育」の項が興され、「生涯スポーツの推進」「競技スポーツの向上」「スポーツ医・科学の研究の推進」「スポーツ振興推進懇談会の設置等」の四つの柱が検討された。この中で、「国・地方公共団体のスポーツ施設の整備を促進するため、その整備基準を策定する。国においてはこれらの整備に資するため、財政その他において必要な援助措置を講ずる」として、72年保体審答申の代替案を求めた。また「第一線選手あるいは選手活動を終えた者に、スポーツ指導者への道を開く」等、スポーツ選手の本音を、あるいは世界的に一般化しつつある施策を反映させた。また時代はそういう段階にきている。

同じく1988年の「スポーツの振興に関する報告書」は、86年の第10回アジア大会（ソウル）で日本が中国、韓国に大きく水を開けられて第三位へ転落したことが、国家的な危機感として受け止められた状況の下で出されたものである。とくに日本のスポーツ振興の具体案として次のような施策が提起された。

- ①スポーツに対する社会的評価の向上：オリンピックメダリストなどに対する「功労給付金を支給する制度や顕彰の充実」等を含む。
- ②スポーツ指導者の養成確保：指導者の海外研修や、外国人指導者の招聘、あるいはオリンピック出場選手等で引退後、希望者にはスポーツ分野への就職の場の確保等を含む。
- ③スポーツ施設の充実：医・科学研究所、ナショナルトレーニングセンター、国立スポーツ研究センター等の設置を含む。
- ④学校におけるスポーツ振興策：ジュニアからの一貫した指導、地域スポーツでも活用できるようなカリキュラムの作成等を含む。
- ⑤スポーツ振興のための財源措置：「国や公営競技からの助成だけでなく、広く経済界その他民間からのより一層の支援」を受けたスポーツ振興基金の設置などを含む。
- ⑥スポーツ行政組織等のあり方：スポーツ省の設置ないし当面の文部省体育

局の充実等を含む。

⑦その他：生涯スポーツを基盤としたクラブ制度の実現等を含む。

以上のような振興策を具体的、計画的に実現するためにスポーツ振興五カ年計画を策定すること、を求めた。しかもこれらの振興策の大半を、国や地方公共団体が主体となって実現することを要求している。

こうした提案は、これまでのスポーツ界の要求が国や自治体などの公共機関への期待として、ある程度、率直に示されている。その点では、72年の保健体育審議会答申の延長線上にあるものである。

2) 民営化と公共性の矛盾

72年の保体審答申は15年後の1987年には「国民の20%が週1回程度スポーツをする」ことを想定して施設の設置基準を設けたが、「国民の週1回以上のスポーツ参加」は1988年の総理府「体力・スポーツに関する世論調査」⁵⁾では26.3%であり、前提そのものが少なく見積もられた結果となった。また、80年代初頭における公共施設設置の充足率は運動広場で62.9%、体育館が40.2%、柔剣道場が35.7%、そしてプールが21%という実態であった。自治体のスポーツ施設建設への政府からの補助金は1982年の118億300万円を頂点にしてその後は下降の一途を辿り1994年度には51億1,700万円にまで減少した。これは額面の上でも半分以下であるが、物価指数も考慮すれば実質価値はもっと低い。これが政府の施設建設方針の実情である。つまり地域スポーツ振興の大前提である施設建設さえまったく不十分であり、公共責任さえ果たせていない実情である。

しかるに、1989年保健体育審議会答申「21世紀に向けたスポーツの振興方策について」は、先の臨時教育審議会第三次答申に見たように、施設設置の整備基準を策定し「国においてはこれらの整備に資するため、財政その他において必要な援助措置を講ずる」こととは無縁な方針を提起した。つまり、設置する施設の規模については述べているが、設置基準については「市町村は、人口や小・中学校区などをもとに、その実状に即して地域の範囲を設定するものとする」として、72年のような具体的な設置基準を設けずに自治体が勝手に行

えという論法である。しかも財源の援助でいえば、先のように、中規模体育館を一館建てれば終わってしまう50億程度の予算しか計上していない。施設建設についてはすべて自治体任せ、自治体への責任転嫁である。

1991年に行われた「体育・スポーツに関する世論調査」⁶⁾によれば、「運動・スポーツ施設についての要望」では、「公共スポーツ施設の整備」が29.5%で最も多く、次いで「自然を利用した施設の整備」24.9%、「運動広場の整備」16.4%、「学校の体育施設の開放や整備」13.5%であり、「民間スポーツ施設の整備」は8.9%に過ぎない。国民世論はあくまでも公共施設を望んでいる。同調査での「都市型民間スポーツ施設についての要望」では「利用料金が安くなること」が42.7%と断トツで多く、経済負担の大きさを示している。

さて、89年の保体審答申と調整したかのように1990年、通産省の「スポーツ産業研究会」が『スポーツビジョン21』を発表した。2000年には15兆円の市場規模と予測し、今後のスポーツ施設建設はもっぱらスポーツ産業が行い、自治体は土地だけを提供する。極端化すれば利潤の対象となる部分はすべて産業化し、残った部分を自治体が行う、完全なスポーツの産業化、民営化である。

この発想には、その最も基盤となるスポーツクラブの育成の視点はまったくなく、スポーツは単なる個人の消費行為である。「集団的かつ公共的」な視点はない。スポーツの本質否定すら感じられる。資本にとってスポーツはそれ自体では目的とはならず、スポーツ振興を掲げながら、しょせんは利潤の対象にしかならないことの、本質レベルでの矛盾が露見している。

ところが、スポーツそれ自体を推進する人びとの意識は、そうした産業化とは異なっていることも事実である。国や自治体の施策への期待が強かったことは先にも述べたが、「スポーツ振興基金（仮称）について」（報告書、1990年）では、スポーツマンの本音の部分が比較的明確に表現されている。

振興基金の設立とは、低迷する日本スポーツの強化のために、しかも強化策は実質上経費の額にも大きく左右されることから、国や自治体からの援助ばかりでなく、一般企業からの寄付金を得て、一線級の選手を補助せんとするものである。国が250億円を出資し、民間からの寄付を合わせて、その果実を運用

する予定であったが、1992年のバブル崩壊によって、民間からの寄付金が芳しくなく、厳しい局面に立ち至っている。

ところで、ここで問題にしたいのは、このスポーツ振興基金設立における根拠である。振興基金の必要性を述べた中に、次の表現がある。

「我が国選手が国際的な競技会で優秀な成績を収めるには、広く国民の間にスポーツを普及発展させるとともに、中・長期的な観点からの計画的、継続的な選手強化事業の実施が必要であり、これには、当然に相当多額の財源が必要である。したがって、国は、これらの事業が公共的、国民的な課題に対する取り組みであることから、積極的に推進するために必要な額の国費を充当すべきである。」

「選手強化事業の公共性の観点から応分の資金を拠出する必要がある」。

これまでアマチュアリズムの下でまったくの個人的営為とされてきた第一線級の選手養成、その競技力の維持・向上、そして国を代表することは、公共的、国民的な課題であり、だから国費を支出せよという認識に至っている。

この表現だけで「スポーツの公共性」を論ずることは上からの統制的な危険性も含まれている。問題は、地域スポーツのようないわゆる大衆化も含め、スポーツ一般の公共性の中で位置づけなければならないが、ともあれ、最も個人主義的な雰囲気が強かった高度化の領域においてかくも明確な表現で「公共的、国民的課題」としての認識に到達したことは特筆に値する。この点に関する限り筆者の年来の主張と一致する。⁷⁾ こうした認識は、国や地方自治体における第一線級の選手への奨励金、報償金、援助金等、さらにスポーツ団体への補助金、そしてその他の諸援助の施策の実態をみれば分かるように、公共的施策、公共責任において推進されるものが数多く存在し、こうした背景の上に展開されている。スポーツ関係当事者の先の要求は、企業援助という不安定なものではなく、より安定した公共機関からの、しかも社会的認知を伴った援助を要求している。

この点で、「国際大会で日本選手が活躍するための公的な援助」について問うた世論の反応⁸⁾は、「積極的に援助すべきだ」が35.1%、「ある程度は援助す

べきだ」が49.7%で両者合計した「援助すべきだ」は84.8%となり、「援助の必要はない」の5.6%を大きく上回っている。この点で、世論はトップレベル競技の公共性を支持しているといえる。

こうして、90年代におけるスポーツ政策は、自治体においては、高まる住民のスポーツ要求に応えるべく、一定の努力がなされつつある。国からの「行政改革」による「指導」の下で、民間委託や公社化などが進められつつあるが、そうなればなるほど、スポーツの「個人の消費行為化」に集中せざるをえず、スポーツ本来の「集団的かつ公共的」な施策、たとえばスポーツ教室開催後の積極的なクラブ育成との矛盾に直面せざるをえない。

(4) 日本の地域スポーツ行政

文部省体育局のスポーツ課は1988年7月の機構改革で生涯スポーツ課と競技スポーツ課に分離した。また1989年8月には日本体育協会から日本オリンピック委員会（JOC）が独立した。こうして高度化については競技スポーツ課とJOCが中心になって推進体制をとるが、大衆化については生涯スポーツ課と7億円の債務を抱えて残された日本体育協会が中心となる。

1988年以降にスポーツプログラマーの養成制度等が発足した。しかし、既述のように大前提となる公共スポーツ施設も十分でなく、したがって彼らの働き口さえ十分に確保しきれてはいない。

国レベルのスポーツ政策の貧困さを補っているのが自治体である。種々のスポーツ教室、行事を行い、住民へのスポーツ普及に努力している。しかし国レベルの施策の低さ、弱さの反映、さらに国からの補助の少なさもあり、苦しい展開を強いられている。まず、絶対的な施設不足である。施設が足りないから、教室終了後のクラブ育成も意図的にしないか、あるいはしてはいけない。

さらに、地域の体育協会は収入の約9割を自治体に依存し、逆にみれば自治体施策の実行部隊化している。しかも役員が高齢化し、ポストも名誉機関化し、若者が寄りにくくなっている。地域住民のスポーツ要求に十分に応えるだけの独自活動を展開しているところは僅少である。したがって、地域スポーツの活性化のためには、もっと多くのスポーツ愛好者が参加した地域スポーツ政

策の公聴会、施設利用者懇談会のようなものを開催しながら、地域住民のスポーツ参加を促進する必要があるだろう。これこそがまさに「スポーツによる地域振興」の主要テーマである。

3. スポーツ政策の問題点

ますます省力化される生活の中で、文明病ともいわれる「運動不足病」を克服する唯一の文化として、さらに人間疎外の進む現代社会の中にあって優れた人間関係形成能力のゆえに、スポーツの必要性は今後必然的に増大する。だからこそ、イギリスも含めたヨーロッパ諸国ではスポーツ大臣を任命しながら、しかもスポーツの政治からの“Support, but, no control”の組織形態を工夫しながら、国民の、地域住民の需要に応じようとしている。

しかもスポーツとはその多面的に有用な性格から、スポーツそれ自体の享受ばかりでなく社会不安への対策としても、あるいは国内、国際政治の手段、そして経済活動の対象として、時々の政策によって多様に位置づけられてきた。だが、そうした手段の利用の側面を大きくもちながらも、スポーツはそれ自体の価値の重要さを増し、社会的意義を大きくしている側面も実態である。

こうした中で、今イギリスにおいても日本においても、スポーツ政策における市場原理と個人責任論が席卷しようとしている。だがそれらは、ナショナルミニマムあるいはシビルミニマムの水準においては強く公共的施策を求めている。それらのミニマムが充足された以上の水準はコマーシャルでもよいと考える。そうでなくミニマムレベルでの市場原理と個人責任化の導入はスポーツの本質と著しく矛盾し、いくつかの施策においてその矛盾はすでに露見している。イギリスにおけるスポーツ政策研究はそうした矛盾をしっかりと見定めつつ公共責任の根拠を模索しつつあるが、日本におけるスポーツ政策研究は残念ながらその矛盾さえみる者は未だ少ない。この点もわれわれの課題である。

(注)

- 1) 内海和雄『スポーツの公共性と主体形成』不昧堂出版、1989年。

- 2) McIntosh, P.C. et al., *The Impact of the Sport for All Policy 1966-1984 and a Way Forward*, Sports Council, June 1985, p82.
- 3) レジャー問題の地域的現れは都市ばかりではなく、カントリーサイド・コミッションの所管する田園地域のレクリエーションをめぐっても、農民の営業権保障か、田園レクリエーションの保障かの対立が深刻である。
- 4) 内海和雄『戦後スポーツ体制の確立』不昧堂出版、1992年。
- 5) 総理大臣官房広報室『体力・スポーツに関する世論調査』1988年10月。
- 6) 総理大臣官房広報室『体力・スポーツに関する世論調査』1991年10月。
- 7) 内海和雄、前掲書、注1)に同じ。
- 8) 総理大臣官房広報室、前掲書、注6)に同じ。